



教育財政学における教育費概念の理論的課題

末富, 芳

(Citation)

研究論叢, 13:1-11

(Issue Date)

2006-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008647>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008647>



教育財政学における教育費概念の理論的課題

末富 芳 (福岡教育大学助教授)

1. 問題設定

戦後教育財政学において、教育費という場合には「学校および社会教育機関などの教育機関における教育活動に要する経費・費用」を意味する制度的教育費概念が想定されることが一般的である¹⁾。制度的教育費は公教育費と表現されることも多いが、具体的には、政府教育財政から支出される学校教育費を中心とした経費を示す。戦後教育財政学では国家財政から義務教育諸学校に支出される経費を対象とし、多くの理論的蓄積が行われてきた。近年では、義務教育費国庫負担金の削減をめぐって、政治的、学問的な論争が活性化したことは記憶に新しい。

これに対し、白石裕の指摘のように日本では「公私混合型教育費負担構造」の下で、保護者の負担がかなり高い状況にあり²⁾、家計から支出される私教育費に対する問題状況は教育財政学研究者によって指摘され続けている。家計教育費に対しては「子どもにかかる私費負担教育費が、家計のなかで大きな比重を占め生活を脅かす一方、教育の機会均等を阻害していることが次第に問題視されるようになってきた」³⁾と指摘された初期の社会的問題状況だけでなく、1990年代以降は少子化の主要因のひとつとしての家計教育費が注目されるに至るなど問題が深刻化しつづけてきたといっても良い⁴⁾。

こうした問題状況は、教育費における公私関係という古くて新しい問題を四半世紀以上にわたって学問的、政策的に日本社会に対しなげかけてきた。こうした問題と、地方分権、財政改革等の動向があいまった結果、近年急速に教育費の負担・配分構造に関する制度的な変革が進展しつづける。私教育費の領域では家計教育費は高水準で維持されているが、

いっぽうで児童手当の小学校卒業までの年限延長や所得制限の緩和など家計への支援も充実しつつある。さらに「佐賀県育児保険構想」⁵⁾や「若者基礎年金論」⁶⁾など社会保険方式による、間接的な家計教育費用の保障が構想されるなど、これまでの税財源に依拠した教育財政制度にとどまらない方式で、家計に対する公的支援が構想されるに至っている。すなわち、教育費における公私関係は、学問的にも政策的にも変動期に入ったといえる。

こうした状況下で、社会保障論や家族社会学といった社会科学諸分野からも、教育費に関する分析や政策提言が行われる状況が存在する。こうした分析の中には教育学や教育財政学における教育費の位置づけに対する批判ともとれる指摘も見られる。もっとも代表的なものは、広井良典の指摘である。広井は、塾(ホンネ、競争と経済力が支配)と公教育(タテマエ、形式的な平等)の二重構造を批判的にとらえ、「教育に関するどのような費用は公的に保障され、どのような費用は私的に負担されるのが妥当か」といった議論一が正面から論じられることも少なく、日本における教育論議は、いわば、「公教育内部」で自己完結ないし閉塞したような議論が中心だったように思われる」と指摘したうえで、「教育を社会保障の問題として(あるいはそれと一体のものとして)考えていくことが今強く求められている」と教育学や教育財政学の従来の思考に対する変更そのものを迫る、とも受けとめられる指摘を行っている。

後述するように、教育財政学においても、公私双方の教育費に対する理論的蓄積はあるが、教育費をとりまく政策的、学問的な変動を省みたときに戦後教育財政学における教育費へのアプローチにも一層の成熟の余地があ

るといえる。本稿での課題は、前半部で戦後教育財政学研究において教育費概念がどのように定位されてきたのかという学説史的な整理を行い、後半部において関連社会科学における教育費へのアプローチを整理し、教育財政学における教育費の理論化のあり方について検討を行うことである。

2. 戦後教育財政学における教育費概念

[1]戦後教育財政学研究の展開

ここからは、戦後教育財政学が教育費をどのように位置づけ、理論化を行ってきたのかを検討していく。小川正人の整理によれば、戦後教育財政学の展開は教育財政制度や理論的関心の変化にともない大きく3つの時期に分けられる。教育費が理論的にどのように概念化されてきたのか、またその中で教育費概念がどのように展開してきたのかを把握するうえで、重要であるので、簡略にまとめておく。

- (1)1950年代、義務教育費国庫負担金制度の成立まで。実践的な関心にもとづくもので、「戦後教育行政制度の改革に連動する教育費の確保と運用に関する教育財政制度の研究を中心に展開」された。
- (2)1950年代以降には、戦後改革期を経て教育行政制度が確立されたため「既存の教育財政制度を歴史的に跡付け理論づける性格をもった教育財政（制度）史研究」と、それとは別に「教育政策批判としての教育財政研究」も展開する。後者の研究について小川は「公教育費（概念）の吟味に連なる（公）教育費の歴史的、思想史的研究が自覚的に展開」されたという評価を行っている。
- (3)1960年代高度成長政策以降、「広汎な教育事象の経済的側面」を扱う教育経済学研究や「学習権保障と教育条件整備のための教育財政学の研究」が展開してきた。これ以降の年代に対しては、小川は直接の位置づけを行ってはいないので、補足される

必要がある。井深雄二は、1970年代以降「教育費政策に取り入れられた受益者負担原則は、大蔵省側からの圧力もあって、公教育財政に止まらず多方面に浸透し続けている」と指摘している⁸。こうした状況のもとで、受益者負担政策を問題視し、家計教育費負担の実態や教育機会格差の実証などの本格化し、教育財政学にとどまらず憲法学、経済学、教育社会学、教育経済学等からのアプローチも行われてきた。教育財政学は、1970年代以降、家計教育費の増大と教育費の公私負担のあり方に関する研究を行うなど、家計教育費問題に対してはもっとも早い時期から分析を行ってきた学問領域の1つである。

[2]教育財政制度研究と公教育費概念

教育財政学研究においては、教育費といった場合、政府財政から支出される教育目的の経費、すなわち公教育費概念を中心に理論的な検討を行ってきた。公教育費概念と制度的教育費概念は、政府財政より支出される教育目的の経費を示す同義概念であるので以降、公教育費に表記を統一する。

さて、教育費概念を公教育費を中心として定位する手法は、1960年代までの官僚の研究に典型的である。大蔵省主計官として文教予算の分析に蓄積を有する相澤英之は、家庭や社会教育等の教育費の多様性を認識しつつ「これらの広い意味における教育のために支出される費用が教育費といえるのであるが、しかし通常教育財政において対象とされる教育費の概念はそれよりはるかに狭いものであって、主として国、地方公共団体の財政においてまかなわれるところの教育費、すなわち公教育費を指しているのである」と財政制度に準拠する視点から教育費を公教育費であると概念化している⁹。

また公教育費の中でも学校教育費がとくに中心的な検討の対象となってきたが、これは小川の指摘にもあったように「戦後教育行政制度の改革に連動する教育費の確保と運用に

関する教育財政制度の研究を中心に展開」された学問的経緯と密接な関連性をもっている。義務教育費国庫負担金制度成立以前とりわけ1950年代前半における教育財政学研究は、教育財政制度そのものの確立期にあり、地方平衡交付金制度のもとでの不安定な教育財政に対する課題意識を文教関係者や研究者が共有していた¹⁰。こうした状況下では、政府からの財政支出に値する「経費」としての学校教育費の公共性、必要性、妥当性を主張することが学問的に要請されていた、ゆえに公教育費の財政制度や理念、量的水準に関する検討が学校教育費を中心として深められた¹¹。

こうした戦後初期教育財政学の問題関心は、財政の支出水準や国と地方の公教育費負担関係などの実態を教育財政学が解明することを学問的使命としている限り、常に受けつがれるべきものである。ゆえに、教育財政学研究においては、教育における費用の負担や分配に関する制度の在り方を検討するという学問的使命や便宜上の理由から、公教育費をもって教育費と実体的に概念化されることが一般的であり、また理論的な必要性も高いのである。

公教育費が教育費概念として定位されることで、『公教育費』と私教育費、すなわち父兄教育費との関係はどうか」というように、対置概念としての私教育費¹²すなわち家計教育費への問題関心も導かれてきたことも教育財政学研究における教育費概念を考える上で重要である¹³。公教育費の対置概念として私教育費を考える場合、家計教育費への関心は公教育費の補完的性格を持つ学校納付金や、私立学校への授業料等への関心など、学校を中心とした経済負担に重きが置かれる傾向にあった。もっとも1970年代以前には、家計の学校外教育への教育費投入に対しては、大きな社会問題とはなっていなかったのであり、そうしたことから、少なくとも小川の整理した1960年代までの時期においては、公教育費の対置概念としての私教育費、という位

置づけの中で、家計教育費をとらえることは教育費の公私負担実体と大きくかけはなれていなかったと考えられる。ただし、それゆえに家計から支出される私教育費は公教育費概念の対置概念として、従属的な位置づけを与えられるにとどまったのである。

[3]関係概念としての教育費と教育財政学理論

ところで、教育財政学においては教育費をめぐる紛争・葛藤状況に着眼し、そこに表出する教育に対する権力関係や政策的思考の普遍性、特殊性を明らかにする、といった理論的アプローチが一大分野を形成してきた。こうした分析において、「(抽象的に)教育費は教育と社会との関係の主要な骨組みのひとつである」¹⁴という命題に代表的であるように、教育費は関係概念として位置づけられているといえる。関係概念とは、複数の概念間の関係を概念化したものを言う¹⁵。教育財政学研究に即して換言すると、教育費の量的規模や機能そのものを研究対象とするのではなく、教育費を国家と国民、政府と社会といった主体の間の権力関係や教育理念の多様性や相克を表現する有力なパラメーターととらえ理論化する場合に、こうした特徴が強くなる。こうした立場からの研究では、教育費に対する制度変化や政策変化のプロセスを分析することで、教育における権力関係や制度的な変化の特質をあきらかにしようとするアプローチが採用されてきた。

このような教育費の概念化は教育財政学に特有のものと言っても良い。教育財政学における大著は、戦前戦後の義務教育費国庫負担制度の発展過程に対する制度史、政策史分析が目立つ¹⁶。これらの研究では教育費の分析を通じて、国家や社会の教育に対する姿勢、官僚の教育に対する政策的理念や、教育財政制度と教育理念との結びつきを明らかにしようという試みが行われてきた。主なものは、「公教育費の問題の理論的解明は公教育理論、

政治と教育の関係理論において中核的な位置を占めている」¹⁷という認識のもとで、自由民権運動や戦前義務教育費国庫負担金制度における公教育費論を分析した黒崎勲の論考、「教育の思想・理念等と教育費の組織形態との関係を吟味検討していくことを意図する公教育費研究」を深めるという問題意識をもち「戦前と戦後における教育条件と教育財政の法制度・原理の相違」を明らかにした小川正人の研究¹⁸、教育費政策の主体を国家と位置づけ、1970年代における受益者負担政策の導入を「家計の教育費負担を、個人的な『利益』の対価、ないし私経済上の投資であると公認することで合理化」する政策的思考を批判的に補足しや井深雄二の論考などである¹⁹。無論、論者によって教育財政制度や政策への分析視角は多様であるが、これらの研究では、いずれも教育費そのものの研究ではなく、教育費を媒介として教育理念や政策理念、制度的特質といった権力主体間の関係性を解明しようとしている点では研究アプローチにおける同質性を有しているといえよう。

なぜこうした研究領域が発展したかという理由について、近現代日本においては国家が教育に対し状況依存的な政策展開を行い、本質的な検討を行うことを回避してきた“体質”やマクロな「価値観」に対する根本的な批判姿勢があると筆者は考えている。

伊藤和衛は1950年代に「わたくしは当面の我国において教育財政中最大の課題と考えられるものは、教育費の確保や制度の確立もさることながら、それよりも教育財政そのものに対する理論的認識の確立であると思っている。それは所謂新教育に対する我国の財政的な価値観にまで連なっているものであり、これに対する認識の転換なくしては到底新教育の成功はおぼつかないと考えられる」と述懐している²⁰。今日も残念ながら伊藤の国家批判が妥当する状況は消滅したとはいえ、教育財政学の研究者であれば、伊藤と同様の批

判意識を持つことは十分にありえる。こうした批判意識も論者によって差異はあるが、教育財政の制度や政策に対し、実証的な歴史分析を蓄積してきたことが教育財政学の学問的特徴のひとつである。

とはいえ、現実には教育費をいかに配分し負担していくのかといった教育財政学研究の中核にある分配問題に直接対応はできない面もある。また学問的重要性とは別に、分析対象が、義務教育費国庫負担金すなわち公教育費に集中しており、私教育費の割合や教育上の機能的重要性が高まっている現代社会においては、国家と社会の中で私教育費がいかなる位置づけに置かれてきたのか、私教育費をめぐる関係性を検討することへの要請も高まっていると考えられる。

[4]家計教育費へのアプローチ

さて、こうした理論的経過の中で、本稿の課題意識から注目に値するのは、1970年代後半から1980年代を中心とする家計教育費に対する教育財政学的研究である。

家計教育費に対するアプローチは、統一的な理論的立場はなく、「広汎な教育事象の経済的側面」を扱う教育経済学研究や、「学習権保障と教育条件整備のための教育財政学の研究」、また家計教育費の量的規模を補足する実証的教育財政学研究、家計教育費の社会的な意味に対する理論的アプローチなど様々である。

学習権保障や、教育条件整備を重視する立場からの研究では、「国民の教育権、教育の機会均等、公費教育費主義という理念と制度を日本の教育にいかにして実現するか」という基本的姿勢のもとで、文教政策の「受益者負担主義」や家計負担の重さを批判的にとらえ、公教育費の支出拡大を求めるアプローチが一般的である²¹。こうしたアプローチでは、家計が負担する私教育費が、公教育費の負担を転嫁されそれを補わざるをえないものと位置づけられるが、それゆえに公教育費の対置概

念として私教育費を位置づける思考がそこには含まれざるをえない。ゆえに、権利概念にもとづき立論を行い、家計教育費負担を問題化する点では評価ができるが、理論的には結果として前述したような公教育費中心のアプローチに撞着してしまわざるをえないという問題点をはらむ。

これに対し、市川昭午は教育経済学的な実証主義にもとづき、家計教育費負担の量的実体を補足しつつ、「効率と公平の双方の観点」を重視し、公私費用負担のあり方を検討するべきであるとの立場に立つ。学校教育に対する家計教育費負担のあり方に対し、家計の私的利益、放棄所得、社会的外部便益などのマクロ経済の中での公私負担のあり方について、検討を行っている²²。ここにおける家計教育費は、新古典派経済学的な機能的モデルの中で家計の支出する私教育費が位置づけられている点に特徴がある。ただし市川自身が、純粹な機能主義者であるわけではなく、教育費に対して財政的な合理性と教育の機会均等などの教育的理念の複合的均衡を模索しようとした点は、教育財政学者の実証と規範的態度へのあり方に対するモデルの1つと受容できるだろう。

さて、公教育費の対置概念としてでもなく、公私バランスの視点からでもなく、教育費の存在形態そのものを明らかにするという独自の視点から、家計教育費に対する分析を行うアプローチも存在する。三上和夫は、「教育費を制度中心のとらえ方から人間主体の問題にまでゆきとどくとらえ方で見直すこと」、「公費というものをその消費過程で果たす社会的機能の面で評価していこうとする選択」など、社会における機能から教育費を理論的に再検討するといった方法論的な重要性を示唆すると同時に、教育費そのものを「人間形成の費用」としてプリミティブにとらえなおすことの重要性も示唆している²³。

このように教育財政学内部においても、家計教育費に対しては多様なアプローチが存在

するが、教育費における公私負担の再編期にあつては、市川のように家計教育費に対し財政や経済状況と教育的理念の複合的均衡のあり方を実証的に検討するというアプローチがもっとも重要になると考えられる²⁴。

ただし、計量的な実証研究だけでなく、家計教育費負担の上昇の背景にある社会経済構造や進学率の変化、またそれにとまなう教育や学歴への意味づけや、家族の機能の変化といった質的な変化も重視される必要がある²⁵。なぜならば、教育費の公私負担を再編していく際に、誰がどれだけの金額を負担するか、という量的な問題だけでなく、なぜそうした再編が必要であるのかということに対する説明理論が必要だからである。この際に、教育財政上の理由だけで、社会的合意を導き出すことは難しく、日本社会における公教育の機能や家計負担教育費の位置づけ、また家族と学校との関係性といった点からの公共規範や政策的理念が明示されることが不可欠であろう。

現代日本社会において、教育費の公私関係の再編が教育学からではなく、社会保障論や社会学といった領域から提言されてくるのは、家族機能の縮小にいかに対応するかという点が日本社会の抱える最大の課題であり、それに取り組む学問分野が必然的に教育費の問題に目を向けざるをえないという状況が存在するからである。ゆえに教育財政学においても、こうした視点を共有していく必要があるといえる。教育財政学における私教育費についての理論的検討を行う際には、「家計」における経済問題としてだけでなく、「家族」における教育機能の問題といった点からも、さらに理論化が進められる必要があるといえる。

[5]戦後教育財政学における教育費概念の概括

さて、戦後教育財政学における教育費の概念について、概括的にまとめを行ってきた。

戦後教育財政学においては、政府財政から

学校経費に支出される公教育費をもって教育費とみなす立場主流を占めてきた。この背景には、戦後教育財政制度の安定的な確立を目指さなければならなかった当時の教育財政学の学問的課題が存在していた。またこうした理論的動向の中で家計から拠出される私教育費は、公教育費の対置概念としての位置づけを持つにすぎなかった。いっぽうで、教育費を媒介として国家と社会との関係を問い直す研究の中で、関係概念としての教育費への着眼は、制度史、政策史研究を進展させ教育財政学の理論的蓄積を支えたといえる。

また、家計教育費の理論的な位置づけについては、1970年代以降に深刻化した家計教育費負担問題を重視する立場からは、公費負担主義にもとづく問題解決が主張された。しかし、こうしたアプローチは社会的な重要性は高かったが公教育費概念の対置概念として従属的に位置づけられる私教育費というそれまでの家計教育費の位置づけを理論的に脱構築しうるものではなかった。これに対し、市川昭午に代表的であるように、教育学的な規範と財政的、経済学的な合理性、最適性との複合的均衡を重視する実証的アプローチ、また三上和夫のように教育費の存在形態そのものを社会的にとらえなおすという理論的なアプローチが追加され、現在に至っている。

こうした戦後教育財政学の理論的な発展を振り返りつつも、敢えて教育費概念に対するもっとも大きな理論的課題を指摘するとすれば、公教育費概念に対し、私教育費の性質をどのように概念化し公教育費の対置概念としてだけでなく理論的に位置づけていくか、ということに集約されるであろう。教育費の公私関係のあり方を再び検討しなおす必要がある現代社会において、家計から支出される教育費の位置づけを、公私負担の再検討という戦略のもとにどのように補足するのが問われていると考えられるのである。

3. 教育財政学における教育費概念の課題と展望

[1] 社会保障論、家族社会学における教育費論の特徴

ここからは社会保障論や家族社会学における教育費に対する位置づけを検討していく。これらの学問領域では、産業化の進行と家族機能の縮小、長期化する子どもの教育期間やそれに伴う世代間関係の検討、また必ずしも教育財政制度に依拠しない形で教育費の負担や配分構造を変化させるといった政策的提言が行われており、教育財政学における家計教育費の理論化の課題に対し示唆的であると考えられるからである。

まず注目するのは教育に関して「教育と社会保障の統合」の観点から、踏み込んだ検討を行っている広井良典の主張である。広井は「ライフサイクルの中での再分配」を重視する立場から、日本においては「人生前半の社会保障」が欠落しており、とくに15歳から30歳までの「後期子ども期」における公的支援が低水準にあることを問題視する。「後期子ども期」においては長期化した教育年数と若年者失業といった事態により「リスクが人生の前半ないし中盤にも広く及ぶようになった」ことも、「人生前半の社会保障」が重要な課題になっている背景にあるという。また学校教育期の子どもについても、教育のもつ「保障」機能の軽視、「公的な教育支出の少なさ」、経済格差の拡大にともなう「個人のチャンスの保障」の閉塞化といった課題に対し、教育における「公私の役割分担」の重要性が主張されている²⁶。

ゆえに広井は「様々な『格差』の最大の要因の一つが教育年限ないし学歴であることも踏まえれば、本人が希望する限り、現在よりも長い期間の教育やトレーニング、試行の機会をできるだけ平等かつ公的に保障することは、ニートなどを含めて解決策の一つになるのではないか」という見通しのもとで、相続

税強化や高齢者年金の削減等の財源抛出から20～30歳のすべての個人に月額4万円程度の「若者年金」を支給することを“究極の政策”として提案している²⁷。

若年者基礎年金制度は、社会保険方式という教育財政制度の外にある社会保障制度の一部を成す。また、配分においても、教育費に用途を限定せず、20歳以降の若者に対する現金給付の形式をとることが現時点での有力な選択肢となっているが²⁸、家計や若者に対する補助水準を上昇させることで、教育費の家計負担水準を軽減できるという効果が期待されていることは明確である。広井良典は若者基礎年金の実質的な意味は「現在よりも多様で長い期間の高等教育（これには種々の職業教育なども含まれる）やチャレンジの機会をできるだけ平等かつ公的に保障すること」といったものになるであろうとの見とおしを示している²⁹。

こうした社会保障論における議論が重要であるのは、教育費の公私負担のあり方について、教育財政制度を媒介せず、社会保険方式で個人への支援度を高めるという制度的な特徴だけでなく、ライフサイクルにおける「リスク」の観点から教育やそれにまつわるコスト問題を検討しようとしている点が注目に値する。また、教育におけるコストを「本人の希望」やニーズといった点から保障しようとする点で、個人や家計の教育需要を重視する立場であるともいえる。また財源や配分のあり方について可変性に富んだ提言を行う点も、既存の財政制度を重視しがちな教育財政学との差異であるといえよう。

また広井の主張とは別に、家族社会学者である宮本みち子は、若者の「自立」を重視する観点から、高等教育段階では、奨学金やローン利用により「教育のコストは本人負担というしくみを」という“厳しい”提言を行っている³⁰。ライフサイクルにおける「リスク」をどういった観点から認識するか、ということと政策的提言との間には密接な関連があり、

論者によって多様な立場がありえる。宮本の場合には、子どもの教育期間の延長や、労働市場の変化、また親の側の経済的負担の大きさと、子どもの自立に対する社会的意識の低さから「親にも子にも明確な自立・分離の基準が見失われてしまう」ことが、親子にとってだけでなく社会にとっても「リスク」とみなす点が特徴的である。また、親の教育費負担構造が維持される見通しについては「わが国が子育てに関する親責任の大きい社会である何よりの証拠は、高等教育費用の負担がもっぱら親にまかされていることにあらわれている。親がその負担にいつまで耐えられるかはわが国の経済の先行きに大いに関わっている。楽観的展望が持てないことはまちがいない」と疑問視している。

家族社会学の研究者である宮本においては、若者の「自立」を尊重するという規範的立場やその阻害要因となっている親子間の経済関係の観点から、教育費が問題化されている点が特徴的である。ここにおける家計教育費は、広井と同じく、個人のライフサイクルや社会における「リスク」に着眼しつつも、家計内部の親子間の経済関係のミクロレベルに注目し、若者の「自立」という社会規範を重視する点で独自である。ともあれ、家計の教育費が、量的負担の問題としてだけではなく、親子関係や社会構造といった質的な問題と関連づけられて分析されている点は広井との共通点である、といえるだろう。

ここまで述べてきた社会保障論や家族社会学における政策提言の妥当性の吟味は別稿にゆずるとして、これらの議論と教育財政学との差異をきわめて単純に対比するならば、教育財政学が公教育費なかでも学校教育に関する経費を中心として教育費を概念化するのに対し、社会保障論や家族社会学における教育費論の中では、ライフステージの中でのリスク分散やコストの負担問題、家族の変容という視点からの分析を行っている。こうした教育費へのアプローチは、ここ四半世紀で急速

に延長した若者の教育期間、公教育の機能不全とその背景にある財政問題といった課題が多面的に補足され、問題解決的に検討しやすいというメリットがあるといえるだろう。こうした関連社会科学の動向をふまえたとき、教育財政学においても、社会構造や家族の機能の変容といった質的側面を分析の射程に含んだ形での教育費の理論化は必須となっていると考えられるのである。

[2] 教育財政学における教育費概念の課題と展望

では教育財政学は、今後、教育費や公私関係に対しいかなるアプローチを行い、どのように教育費を概念化していくべきなのであろうか。この課題について、いかなる理論的展望がありえるのか、検討を行っていく。

戦後教育財政学においては、公教育費概念を中心として教育費に関する負担-配分構造を検討してきたことは繰り返し述べたとおりである。公教育費概念が、「学校および社会教育機関などの教育機関における教育活動に要する経費・費用」を意味し、教育財政学がその経費の財源負担や学校への配分のあり方を検討する学問的使命を有している限り、その中心性は不変である。

ただし、家計の教育費負担の社会問題化の中で、私教育費に対しどのような理論化を行っていくのか、という点が教育および教育費の公私関係の再編期にある教育財政学の課題であることも指摘した。関係概念としての教育費への認識は、教育費の公私関係を理論的に分析し将来像を展望する際にも、重要ではあるが、それはこれまでのように公教育費に対するアプローチとしてだけではなく、私教育費に対する分析や概念化作業を深めていく際により重要であると考えられる。

また、教育財政学における教育費概念は、社会保障論や家族社会学などの教育費論との対比から、家族機能や社会経済構造の変化にともなう家計教育費の質的な変化を補足する

ことで精緻化されることが重要であることを指摘した。こうした視点をそなえることは「教育に関するどのような費用は公的に保障され、どのような費用は私的に負担されるのが妥当か」といった議論一が正面から論じられることも少な」という批判に対し、教育財政学の学術的説得力を向上させる上で重要と考えられる。この際に、「リスク」への視点は、これまでの教育財政学研究の中ではそれほど自覚されてこなかったが、今後の教育費の性質に関する分析を行ううえで重要なものと考えられる。たとえば受益者負担政策においては、教育を受ける側の「利益」が強調され、教育経済学では教育費は「投資」や「消費」などの正の利得を追求する行動として理論化されている。しかし、前項で整理したように、長期化する教育年数の中で親が教育費を負担しつづける構造は親自身の経済的リスクだけでなく、子どもの自立に対してもマイナス要因となり、また家計教育費に依存する教育費負担構造は教育機会の格差を拡大させるなど、私教育費負担の大きさが社会構造に対するリスクも拡大させてきた。こうした教育費の効果や機能を正負の両面から検討することが、教育費の公私負担のあり方を考えうえでも重要な手続きと考えられる。

このように周辺社会科学の学問的成果を尊重すると同時に、教育財政学に固有の課題も自覚されるべきである。教育財政学は公教育費、とくに義務教育から大学に至る学校教育費の研究を中心とした理論的蓄積を行ってきた。ゆえに、ライフサイクルの中での費用負担を考えたときに、小学校から大学までの学校教育期にある子どもや家計の教育費負担のあり方について、教育財政学はとくに学問的責任の自覚をもった分析を行うべきであると考えられる。しかし、繰り返しになるが、これまでのように公教育費や教育財政制度に特化した分析を行うだけでなく、家計における教育費負担の規模や性質に対する分析や位置づけ、また長期化する教育年数や家族機能の

変容の中での学校教育の役割といったものに対する問い直しの中で、教育費の公私関係に対する分析がおこなわれることが必要であるといえよう。

いずれにせよ、公私教育費の双方が、変動期にある中で、日本社会における教育費の実体を補足し、負担 - 配分のあり方を再検討していく時期に教育財政学はおかれているのであり、こうした中において教育費に対しても社会経済構造の変化との連続性の中でその性質や望ましい公私負担のあり方を検討するアプローチが求められていると考えられるのである。

引用・参考文献

- 相澤英之,1960,『教育費—その諸問題—』,財団法人大蔵財務協会。
- 馬場将光,1990,「教育費」,細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編集代表『新教育学辞典』,第一法規,350-352頁。
- 井深雄二,2004,『近代日本教育費政策史—義務教育費国庫負担政策の展開—』,勁草書房。
- 市川昭午,1972a,「教育改革と教育財政」,市川昭午・林健久『教育財政』,東京大学出版会,3-11頁。
- 市川昭午,1972b,「日本資本主義の復活と教育財政」,市川昭午・林健久『教育財政』,東京大学出版会,415-527頁。
- 市川昭午,1978,「教育財政研究の展開」,市川正午・皇晃之・高倉翔編著『教育経済と教育財政学』,協同出版。
- 市川昭午,1983,『教育サービスと行財政』,ぎょうせい。
- 市川昭午,2006,『教育の私事化と公共性の解体』,教育開発研究所。
- 市川昭午・林健久,1972,『教育財政』,東京大学出版会。
- 伊ヶ崎暁生・三輪定宣,1980,『教育費と教育財政』,総合労働研究所。
- 黒崎勲,1980,『公教育費の研究』,青木書店。
- 広井良典,2006,『持続可能な福祉社会—「もうひとつの日本」の構想』,ちくま新書。
- 広井良典,1999,『日本の社会保障』,岩波新書五十嵐頭,1978,『教育財政学講義』,東京大学教育行政学研究室。
- 伊藤和衛,1952,『教育財政学』,杉山書店。
- 三上和夫,1986,「人間形成と公教育費」,柳ヶ瀬孝三・三上和夫『教育費を見直す』,大月書店,51-81頁。
- 宮本みち子,2002a,『若者が《社会的弱者》に転落する』,洋泉社。
- 宮本みち子,2002b,「ポスト産業社会の若者のゆくえ」,G.ジョーンズ・C.ウォーレス/宮本みち子監訳・鈴木宏訳『第二版 若者はなぜ大人になれないのか—家族・国家・シティズンシップ』,新評論,267-296頁。
- 内藤馨三郎,1950,『教育財政』,誠文堂新光社。
- 名和弘彦,1978,「家計と教育費」,市川正午・皇晃之・高倉翔編著『教育経済と教育財政学』,協同出版。
- 小川正人,1991,『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会。
- 須田八郎,1982,『教育財政と教育費』協同出版。
- 白石裕,2000,『分権・生涯学習時代の教育財政—価値相対主義を越えた教育資源配分システム』,京都大学学術出版会。
- 末富芳,2002,「家計階層化と教育財政の調整機能—現代福祉国家における教育財政機能論の課題と展望—」,『日本教育行政学会年報』第28号,125-137頁。
- 高倉翔,2002,「教育費」,安彦忠彦・新井郁男・飯長嘉一郎・井口磯夫・木原孝博・児玉邦博・堀口秀嗣編集『新版現代学校教育大事典』,ぎょうせい,282-284頁。
- 田原宏人,1993,『授業料の解像力—教育における〈近代〉の分析—』,東京大学出版会。
- 柳ヶ瀬孝三・三上和夫,1986,『教育費を見直す』,大月書店。

註

- 1 馬場[1990],350頁。このように「教育を、教育活動自体を目的とする機関によって提供されるものに限定」し、そでの教育活動に要する経費・費用を教育費とカテゴリ化する場合が「制度的教育費」と位置づけられる。これに対して、「社会における何らかの教育活動あるいはなにがしかの教育効果を生み出す活動をすべて包含する」場合として教育費が概念化される場合が「機能的教育費」とされる(馬場[1990],350頁)。
- ただし、「機能的教育費」の分類については、一様ではなく高倉[2002]では「教育以外の目的によって同期づけられた活動ではあるが結果的に副産物として教育効果を生み出す活動のための費用を機能的教育費と呼ぶ」と定義されている(282頁)。ゆえに高倉は「制度的教育費と機能的教育費の区分は必ずしも明確ではなく、後者が前者に移行する傾向もみられる。また自発的な障害学習に関する費用には機能的教育費の範疇に含まれるものが多い」と両者の区分に対し、比較的柔軟な見解を示す点が馬場との相違点であるが、「通常、制度的教育費を教育費と呼ぶ」という見解では共通している。
- 2 白石[2000],72-73頁。
- 3 市川[1972b],190頁。
- 4 白石[2000],73頁。
- 5 「佐賀県育児保険構想試案」,平成18年6月3日,佐賀県庁ホームページ
http://www.pref.saga.lg.jp/portal/ty-contents/WH/FWHM000601Action.do?CNT_ID=8154&contentSetId=CID100&categoryId=1&showCrumbList=true
- 6 広井[2006],98頁。
- 7 小川[1991],305-307頁。
- 8 井深[2004],358頁。
- 9 相澤[1960],160頁。
- 10 井深の整理によれば、当時の教育財政学研究において義務教育費国庫負担金制度が一樣に望ましいと考えられていたわけではない。たとえば伊藤和衛は地方平衡交付金制度を安定させることで、Support without Controlの近代的財政立法が実現することを支持しているなど、当時の教育財政制度の構想の議論の中では、必ずしも義務教育費国庫負担金制度を前提とされたものではなかった点に留意する必要がある。(井深[2004],5-7,34頁。)
- 11 代表的な著作として内藤[1950]、伊藤[1952]。
- 12 なお私教育費について、白石[2000](44-47頁)のように私立学校への教育費とみなす立場もあるが、本稿ではその見解はとらない。私立学校は、学校法人であり一定の公共性をもって学校教育サービスの提供にあたる準公共部門である。ゆえに私学への助成金や私立学校の教育経費は、準公教育費とでもいうべき位置づけが与えられるべきであると私見する。本稿における私教育費とは、ミクロ経済主体である家計から私的な意味を帯びて拠出される家計教育費を意味する。
- 13 須田[1982],36頁。
- 14 五十嵐[1978],55頁。
- 15 和田壽弘[1998],「関係」,廣松渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木力・野家啓一・末木文美士編著『岩波哲学・思想事典』岩波書店,277頁。
- 16 黒崎[1980]、小川[1991]、井深[2004]。なお義務教育費国庫負担制度ではなく、近代国家における授業料負担をめぐる検討ではあるが、同様の研究スタンスを共有するものとして田原[1993]も位置づけられよう。
- 17 黒崎[1980],11頁。
- 18 小川[1991],27-28頁。
- 19 井深[2004],340-361頁。
- 20 伊藤[1952],2頁。
- 21 伊ヶ崎・三輪[1980],26,58-82頁。
- 22 市川[1983],160-242頁。なお教育経済学と教育財政学との関係性について、市川は「教育財政学がいわば公教育部門の経済学であるとするれば、それは(中略)教育経済学の一部にとどまる。他方、教育財政学が学校財務会計論といった学校財政学の伝統を継承するものとするれば、それは系譜的に教育経済学とは異なる伝統を有するというだけでなく、教育経済学の範疇には入らない領域部分をも保持することになるだろう」(市川[1978],42頁)と述べている。家計の支出する私教育費の分析について、市川の直接の言及はないが、教育経済学と教育財政学は計量的な分析手法や数理的思考といった方法論は共有可能であるものの、教育経済学が新古典派経済学の合理主義や均衡概念にもとづきたたとえば家計教育費の最適投資水準を検討しようとするのに対し、教育財政学は機会

均等をはじめとする教育的規範や権利概念に照らし合わせた家計教育費格差の妥当性や課題を検討しようとする、といった違いがある。この背景には、市川も指摘するように「希少資源の生産と分配」に関する教育経済学と教育制度と経済制度の適切な運営を検討する教育財政学という学問的使命の違いがあり(市川[1978],41,45頁)、包含関係というよりは個別の学問領域として理解した方が妥当と考えられる。

²³ 三上[1978],53-54頁。

²⁴ 同様の実証的アプローチにより家計教育費負担の地域格差や子どもとの学力との相関を検討した教育財政学研究としては、名和[1978]なども注目される。

²⁵ この意味で、教育費の社会的機能を重視する三上和夫の示唆は重要であるが、ともすれば黒崎勲がかつて批判的に論じたように「教育費をもつばら既存の社会諸関係へ教育を適応させる媒介物」(黒崎[1980],12-13頁)ととらえてしまい、既存の教育財政制度や教育制度への批判的視座が後退してしまうという陥穽に陥る可能性もある。教育財政学において家族機能や社会構造の変化をふまえて家計教育費の社会的機能を論じる際には、既存の教育財政制度、学校制度や教育費政策の改善をふまえた政策科学的な問題意識も重視される必要があるといえる。

²⁶ 広井[2006],20-22,24,43-44,78-92頁。

²⁷ 広井[2006],95-99頁

²⁸ なお「佐賀県育児保険構想試案」では就学前の子どもや小学校低学年の子どもを持つ場合には、現金給付とサービス利用(保育園や育児サービス事業者への機関補助)という2つのオプションが設定されているが、それ以上の年齢段階の場合には現行児童手当制度の年限延長すなわち現金給付が有力な選択肢となっている。佐賀県構想では教育費について直接の言及はないものの「家庭が負担してきた育児にかかる経済的負担の軽減」が政策目的として明示されており、18歳までの子どもを持つ家計への支援が提言されている。子どもを持つ家計の支出において生計費以外の最大の支出項目は教育費であることから、実質的に家計教育費負担の軽減も政策目的の中に含まれていると意図されているといえよう。

²⁹ 広井[2006],95頁。

³⁰ 宮本みち子[2002a],157-160,168-171頁、[2002b],291頁。